北海道ヘルスケア産業振興協議会　規約

（名称）

第１条

本会は、「北海道ヘルスケア産業振興協議会」（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第２条

本協議会は、北海道において、医療・介護機関と民間サービス事業者等との連携を促進することで、地域特性をふまえたヘルスケア産業を創出・育成し、地域における住民の健康寿命延伸、新産業・雇用創出、医療費適正化に貢献することを目的とする。

（会員及び入会）

第３条

本協議会は、前条の目的に賛同する者（以下「会員」という。）により構成する。

２　会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を本協議会の会長に提出することで、その資格を得るものとする。但し、会員は、原則、北海道内に事業所を有し、かつ、医療・福祉分野やヘルスケア分野の事業を行っている者であることを条件とする。

３　会員は、名称、所在地もしくは連絡先に変更があった場合、遅滞なくその旨を事務局に届け出なければならない。

４　当面、会員の入会金及び会費は無料とする。

（退会）

第４条

会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

２　会員が本協議会の目的に反する行為をした場合、もしくは本協議会の名誉を毀損した場合、または本規約に違反した場合には、運営委員会の議決によりこれを退会とすることができる。

（事業）

第５条

本協議会は、第２条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）会員相互の連絡調整及び関係団体との連携

（２）地域における公的保険外サービスの実践

（３）地域資源を活用した「医・農商工連携」の実践

（４）ヘルスケア産業創出のためのプラットフォームの構築

（５）ヘルスケア産業に関する情報収集・情報発信

（６）その他目的達成に必要な事業

（組織）

第６条

本協議会を円滑に運営するため、次の組織を置くことができる。

（１）会長

（２）運営委員会

（３）ワーキンググループ

（会長）

第７条

会長は、運営委員の互選により定めるものとする。

２　会長は、本協議会を代表し、業務を総括するものとする。

３　会長の任期は２年とし、再任を妨げない。

（運営委員会）

第８条

本協議会の運営に必要な事項を決定し、実施するために、運営委員会を置く。

２　運営委員会は、運営委員若干名、関係行政機関等で構成するものとする。

３　運営委員会は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合、あらかじめ通知された者をもって代理とすることができる。その表決は本人が行ったものとみなす。

４　運営委員会は、会長又は委員の発議により開催するものとする。

５　運営委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（ワーキンググループ）

第９条

本協議会の組織として、事業の円滑な遂行のために必要なワーキンググループを置くことができる。

２　ワーキンググループの設置は、会員の発意を受け、運営委員会が決定する。

３　ワーキンググループの設置及び運営に必要な事項は、会長が別に定める。

（顧問）

第１０条 本協議会に顧問を置くことができる。

２　顧問の設置は、運営委員会の承認を得るものとする。

（事務局）

第１１条 本協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

（年度）

第１２条 本協議会の年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

付 則

１　会費については、今後、別途協議し定めるものとする。

２　第８条の規定に関わらず、第１期の運営委員は「北海道ヘルスケアサービス創造研究会」委員をもって充てるものとする。

３　この規約は平成２７年４月１日から施行するものとする。

４　制定・改正

制定　平成２７年３月６日